

産学官連携支援事業 助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産学官連携支援協議会（以下「協議会」という。）が、産学官連携支援事業費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この助成金は、道内で開催される産学官の連携促進を目的として開催されるセミナーやシンポジウム等に予算の範囲内で助成することにより、企業の新技術開発や産学官共同研究の契機を創出することで、地域が直面する課題や企業ニーズに対し、道内各地域における新規産業の創出及び産業技術の高度化に資することを目的とする。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、北海道内で開催される産学官の連携促進を目的とした事業で、次のものとする。

- (1) セミナーやシンポジウム、研究成果発表会など産学官の連携促進に資するもの
- (2) その他協議会が特に認めたもの

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1)講師旅費／(2)講師謝金／(3)会場費／(4)資料作成費／(5)通信費／(6)開催事務費

(助成対象者)

第5条 助成金の交付対象とする者（以下「助成対象者」という。）は、セミナーやシンポジウム等、産学官の連携推進に資する事業を実施する実行委員会等とする。

(助成額)

第6条 助成金の額は、予算の範囲内において、対象経費の2分の1以内、かつ30万円以内とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

なお、同一事業内容での助成は3回までとし、2回目以降の助成については、初回に採択された助成額から別表に定める減額率を乗じて得た額を上限とする。

(助成金の交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、協議会に対し、助成金交付申請書（様式1）をその定める期日までに提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第8条 協議会は、前条の規定による助成金の交付申請があったときには、その目的及び内容を

審査し、適正と認めるときは、助成金の交付決定を行い、その旨を様式 2 により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

第 9 条 助成事業者は、助成金を交付する場合は、次の条件を付するものとする。

- (1) 助成対象事業の内容を変更するときは、あらかじめ様式 3 による申請書を協議会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更が、当該事業の目的に変更をきたさない場合は、この限りではない。
- (2) 助成事業者は、助成事業についての収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (3) 助成事業者は、助成事業の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、支出を明らかにした帳簿とともに助成事業完了の日の属する年度の終了後 2 年間保存しなくてはならない。

(助成事業の中止又は廃止)

第 10 条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式 4 による申請書を協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 11 条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その 1 か月以内又は 3 月 15 日のいずれか早い期日までに助成事業実績報告書（様式 5）を協議会に提出しなければならない。

(額の確定)

第 12 条 協議会は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合には、助成事業の内容について審査し、適正であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を様式 6 により助成事業者に通ずるものとする。

(助成金の支払い)

第 13 条 助成金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後、2 週間以内に支払うものとする。ただし、助成金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとする場合には、様式 7 による精算（概算）払請求書を委員会に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 協議会は、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、又は助成金の交付決定の内容や条件に違反した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、返還すべき助成金がある場合は、返還を求めることができる。

(関係帳簿の調査)

第 15 条 協議会は、必要があると認めるときは、助成事業者の助成事業について、関係帳簿、書類等を調査することができる。

別表 助成回数による減額率

・初回 0% ・2回目 15% ・3回目 30%

附則 この要綱は、平成 15 年 6 月 24 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 16 年 6 月 24 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 17 年 7 月 19 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 26 年 7 月 2 日から施行する。